

第6章 計画の点検と評価

1 計画の点検・評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について点検し、施策の見直しや評価を定期的実施します。

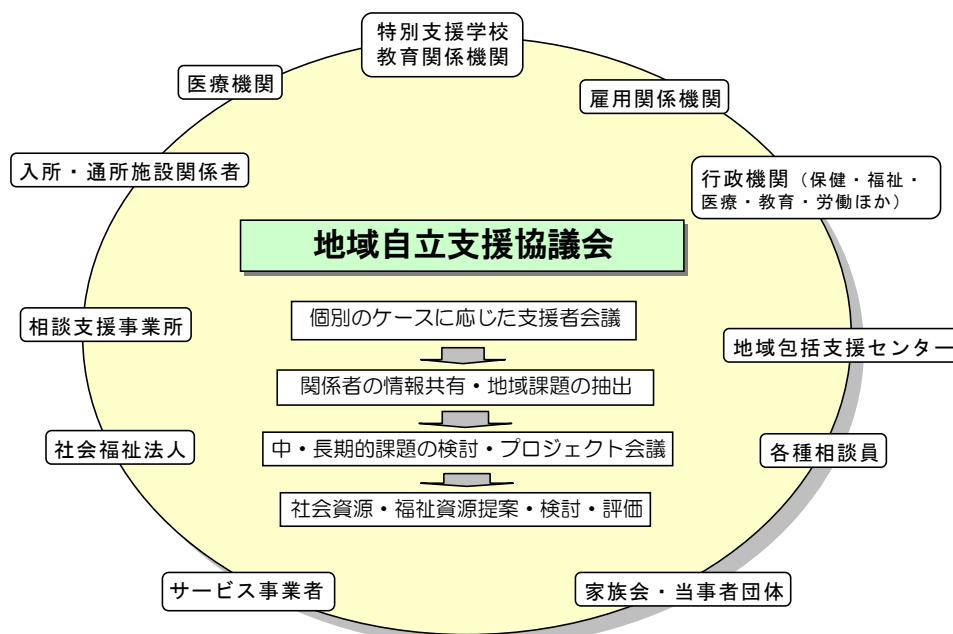
今後、達成すべき目標として設定した項目について、相互理解が進んでいるか、施設入所者の地域生活への移行が着実に進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか、相談支援体制が十分機能しているか等、達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、障がいのある人のニーズや社会状況の変化等に対応した計画の見直しを実施します。

2 点検及び評価体制

近隣自治体と連携して、障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業の実施をはじめとする障がいのある人の自立を支援するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、福祉サービスの社会資源の確保及び関係機関によるネットワークの構築等の場として、「海部東部広域障害者地域自立支援協議会」を平成20年に設置しました。

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、地域自立支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

図 地域自立支援協議会の構成



3 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、広報及びホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。